

起業希望者等のネットワーク形成事業におけるプラットフォームサイト制作委託業務の委託者 選定のための提案書評価要領

起業希望者等のネットワーク形成事業におけるプラットフォームサイト制作委託業務委託先選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案書を選定するための評価方法及び基準を定める。

1 評価の基本的な考え方

(1) 提案書を選定するための評価項目は、次のとおりとする。

ア シェアオフィス・コワーキングスペース（以下「コワーキング等」という。）の運営に携わった経験及び実績（年数、規模、利用状況）

提案者が本業務の遂行に必要な能力と経験を十分に有しているかについて評価する。

イ 現状認識

市内外のシェアオフィス・コワーキングスペースに関する現状認識

※ 運営経験については、市内コワーキング事業者による連携が欠かせないことから市内でのコワーキング等運営者が好ましい。

ウ 業務実施方針

業務内容における企画及び提案力について、次の5項目から評価する。

- ・ プラットフォーム（WEBサイト）の制作能力
（サイトのデザイン、情報集約及び一元的に発信方法等が適正に行われるか、また情報の内容がサイト利用者にとってわかりやすいものか等）
- ・ コミュニティーを形成・促進に係る企画及び提案
- ・ プラットフォームサイトの認知を上げるための施策
- ・ コミュニティーの多様性及び拡大のための企画及び提案（例：首都圏等市外からの移住・事業活動の場としての魅力を発信する提案等）
- ・ 今後の運用についての提案（事業運営に当たり、持続可能で効率的に運営するための提案）

エ 見積金額

費用の内訳が明確であり、本事業を委託するのに逸脱した金額でないかを評価する。

(2) 提案書提出要請書に、(1)に示す評価項目及び着眼点を具体的に示すとともに、最も重視する評価項目については、その旨を明記する。

(3) 見積額が平成29年度の予算予定額（2,000千円）を超過している場合は、選定しないものとする。

(4) 委員会において、委員会が決定した評価基準に則り、各委員が提案書の評価（採点）を行ったものを持ち寄り、合計することにより委託先業者を決定する。評価点の合計が最も高かった提案書を選定することを原則とする。

2 評価方法

(1) 各委員は、見積額以外の各項目について、当該委託事業の内容に照らし、A、B、C、D、Eの5段階評価で評価する。最も良いものをA、最も悪いものをEとする。

(2) 評価の換算計算は、次のとおり配点する。

$$A = 1, B = 0.75, C = 0.5, D = 0.25, E = 0$$

(3) 各評価項目の配点に換算係数を乗じて評価点を算出し、それらを合計することで提案書の評価点とする。